

# 設 計 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家  
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

独立行政法人 国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担 当

# 設計業務委託特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称  
国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家  
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)
2. 計画施設概要
  - (1) 施設名称  
国立淡路青少年交流の家
  - (2) 敷地の場所  
兵庫県南あわじ市阿万塩屋町757-39
  - (3) 施設用途  
研修施設(宿泊施設用途を含む)
3. 履行期限  
令和6年3月29日(金)  
(繰越が認められた場合は令和6年5月31日(金)まで  
ただし、受水槽関係設計図は令和6年3月10日(金)まで、  
非常用発電設備関係設計図は令和6年3月29日(金)までとする)
4. 設計と条件
  - (1) 敷地の条件
    - a. 敷地の面積  
163,661 m<sup>2</sup>
    - b. 用途地域及び地区の指定  
都市計画区域内 防火地域(その他の区域)
  - (2) 施設の条件
    - a. 主要施設の延べ床面積  
本館(2,992 m<sup>2</sup>)講師棟(266 m<sup>2</sup>)宿泊A・B棟(1,939 m<sup>2</sup>)
    - b. 主要構造及び階数  
鉄筋コンクリート造3階建て又は1階建て
  - (3) 建設の条件  
建設工期  
令和6年5月から令和6年12月(予定)
  - (4) 設計と条件  
詳細な設計条件  
別途「設計概要」参照

## II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(統一基準)(令和\_\_3年版)」による。

### 1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

### 2. 文部科学省設計業務委託特記仕様書における読替等

- (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

### 3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
- 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士

### ~~4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行~~

~~受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。~~

### ~~5. 計画通知における設計者~~

~~計画通知における設計者は次による。~~

- ・受注者
- ・発注者

## 6. 業務範囲

### (1) 一般業務

委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

#### ①基本設計

業務内容		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	・	
(5) 基本設計図書の作成		・	
(6) 概算工事費の検討		・	
(7) 基本設計内容の説明等		・	

#### ②実施設計（建築）

業務内容		委託	対象外業務等
総合（意匠）			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	
構造			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	

	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

③実施設計（設備）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

④~~実施設計（土木）~~

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 計画通知図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	
(6) 実施設計内容の説明等		・	

⑤設計意図の伝達

業 務 内 容	委 託	対 象 外 業 務 等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	・	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	・	
<p>※遅滞ない設計意図伝達の実施について            設計者が設計意図を遅滞なく伝達することが、工事の生産性向上に資することを十分認識したうえで、常に工事の工程を確認し業務を実施すること。工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること。</p> <p>※ワンデーレスポンス            ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。            本業務受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。なお、質問、協議の内容により、ワンデーレスポンスの実施において即日の対応が困難な場合は監督職員と協議のうえ、期限を確認するとともに、これを遵守すること。</p>		

(2) 追加業務

①積算業務

- 積算数量算出書の作成（数量調書の作成を含む。）
- 単価作成資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 工事費内訳書の作成（直接工事費の算出までとし、共通費の算出は含まない。ただし、積み上げによる共通費の算出は含む。）
- ・透視図作成  
 [種類（ ）判の大きさ（ ）、枚数（ ）、額の有無（ ）及び材料（ ）]
- ・透視図の写真撮影  
 [カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）]
- ・模型製作  
 [縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）及び材質（ ）]
- ・模型の写真撮影  
 [カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）]
- ・計画通知手続き業務（手数料を含む。）
- ・市区町村指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の提出、日影図の作成）
- ・建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）
- ・防災計画評定又は防災性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）
- ・構造評定又は構造性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）
- ・コスト縮減検討報告書の作成  
 設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。
- ・ライフサイクルコスト（LCC）の算定  
 各段階（基本設計、実施設計）に応じた算定方法（略算法、精算法）により、LCCの検討を行う。
- ・グリーン購入計画書の作成  
 設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として取りまとめを行う。
- ・リサイクル計画書の作成  
 設計にあたって、建設副産物対策（発生抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ・環境保全性能評価の実施  
 設計成果について、下記により評価を実施し、その結果を提出する。  
 ① 総合的な環境保全性能の評価（評価の方式を記載する ）  
 ② 生涯二酸化炭素排出量（LCCO<sub>2</sub>）の評価（評価の方式を記載する ）  
 ③ 建築物のエネルギー消費性能の評価（評価の方式を記載する ）
- 工事工程表の作成
- ・住民説明用資料の作成及び支援
- 工事の施工の際に、建物利用への支障が最小限となる仮設計画書の作成

## 7. 業務の実施

### (1) 一般事項

- ① 業務は、提示された設計と条件、適用基準類によって行う。
- ② 業務の着手にあたり、目標となる工事費は監督職員と協議するものとする。

### (2) 環境保全性能

-----  
-----  
-----

### ~~(3) 環境配慮型プロポ=ザル方式において実施すべきと判断した技術提案~~

-----  
-----  
-----

### (4) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ① 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ② その他 (-----)

### (5) 適用基準類

関係法令のほか、次の基準等による。

#### ① 共通

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (統一基準) (平成 2 5 年版)
- ・ 官庁施設の環境保全性基準 (統一基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- ・

#### ② 建築

- 公共建築工事標準仕様書 (統一基準) (建築工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 文部科学省建築工事標準仕様書 (特記基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (統一基準) (建築工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 文部科学省建築改修工事標準仕様書 (特記基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- ~~○ 建築構造設計基準 (令和 \_\_ 3 年版)~~
- ~~○ 公共建築木造工事標準仕様書 (統一基準) (令和 \_\_ 4 年版)~~
- 建築工事特記仕様書書式・同記載要領 (令和 \_\_ 4 年版) ※
- ・

#### ③ 建築積算

- 公共建築工事積算基準 (統一基準) (平成 2 8 年版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (統一基準) (令和 \_\_ 5 年版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (統一基準) (令和 \_\_ 5 年版)
- 公共建築数量積算基準 (統一基準) (令和 \_\_ 5 年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (統一基準) (建築工事編) (令和 \_\_ 5 年版)
- 公共建築工事見積標準書式 (統一基準) (建築工事編) (令和 \_\_ 5 年版)
- 公共建築工事積算基準等資料 (令和 \_\_ 5 年版)
- ・

#### ④ 設備

- 公共建築工事標準仕様書 (統一基準) (電気設備工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 文部科学省電気設備工事標準仕様書 (特記基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (統一基準) (電気設備工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 公共建築設備工事標準図 (統一基準) (電気設備工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 文部科学省電気設備工事標準図 (特記基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- 電気設備工事特記仕様書書式・同記載要領 (令和 \_\_ 4 年版) ※
- 建築設備耐震設計・施工指針 (建設省住宅局建築指導課監修) (平成 2 6 年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (統一基準) (機械設備工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 文部科学省機械設備工事標準仕様書 (特記基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (統一基準) (機械設備工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 公共建築設備工事標準図 (統一基準) (機械設備工事編) (令和 \_\_ 4 年版)
- 文部科学省機械設備工事標準図 (特記基準) (令和 \_\_ 4 年版)
- 機械設備工事特記仕様書書式・同記載要領 (令和 \_\_ 4 年版) ※
- ・

#### ⑤ 設備積算

- 公共建築工事積算基準 (統一基準) (平成 2 8 年版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (統一基準) (令和 \_\_ 5 年版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (統一基準) (令和 \_\_ 5 年版)



e. 設備（空調換気設備） ・空調換気設備計画説明書 ・空調換気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料	各1部 各1部 各1部 各1部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部		A__判
f. 設備（昇降機等） ・昇降機等計画説明書 ・昇降機等設計概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料	各1部 各1部 各1部 各1部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部		A__判
g. 土木 ・土木計画説明書 ・土木設計概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料	各1部 各1部 各1部 各1部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部		A__判
h. 追加業務 ・透視図 ・透視図の写真 ・模型※ ・模型の写真 ・コスト縮減検討報告書 ・ライフサイクルコスト算定資料 ・工事工程表 ・( )	各1部 各1部  各1部 各1部 各1部 各1部	( )部 ( )部  ( )部 ( )部 ( )部 ( )部		
i. その他 ・各記録書 ・( )	各1部	( )部		
j. 電子データ ・a～iまでの電子データ (※印を除く)	( )部			

(注)：「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計を言う。

：「構造」及び「設備」の成果物は、「総合」の成果物の中にも含めることもできる。

：「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

：「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。

：「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

：基本設計図は、適宜、追加してもよい。

：成果物は、監督職員の指示により製本し、原図はケース収納とする。

(2) 実施設計

成果物	原図	陽画焼 又は複写	製本形態	摘要
a. 総合（意匠） ・建築物概要書 ・◎総合（意匠）設計図 特記仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） <del>断面図</del> 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 <del>断面詳細図</del>	各1部 各1部	( )部 ( )部	A 3判 2つ折り	ファイル綴じA 4判 ドットファイルに収めること (CD-R 共)







<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質平面図</li> <li>・地質断面図</li> <li>・造成計画図</li> <li>・造成計画断面図</li> <li>・防災施設図</li> <li>・法面保護図</li> <li>・地盤改良図</li> <li>・ ( )</li> <li>[道路土工]</li> <li>・平面図</li> <li>・縦断面図</li> <li>・横断面図</li> <li>・標準横断面図</li> <li>・舗装詳細図</li> <li>・道路附属施設詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[広場・歩道舗装]</li> <li>・平面図</li> <li>・縦断面図</li> <li>・横断面図</li> <li>・標準横断面図</li> <li>・舗装詳細図</li> <li>・広場・歩道附属施設詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[排水工]</li> <li>・平面図</li> <li>・縦断面図</li> <li>・構造詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[共同溝]</li> <li>・平面図</li> <li>・縦断面図</li> <li>・構造詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[法面保護]</li> <li>・平面図</li> <li>・展開図</li> <li>・構造詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[運動場]</li> <li>・平面図</li> <li>・排水計画図</li> <li>・構造詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[環境緑化]</li> <li>・平面図</li> <li>・構造詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[取りこわし及び舗装補修]</li> <li>・平面図</li> <li>・構造詳細図</li> <li>・ ( )</li> <li>[その他]</li> <li>・各種計算書</li> <li>・工事費概算書</li> <li>・計画通知図書※</li> <li>・ ( )</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<p>各 1 部 ( ) 部</p> <p>各 1 部 ( ) 部</p> <p>各 1 部 ( ) 部</p>			
<p>h. 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築工事積算数量算出書</li> <li>○ 建築工事積算数量調書</li> <li>○ 単価作成資料</li> <li>○ 見積検討資料 (見積書含む)</li> <li>○ 建築工事工事費内訳書</li> <li>・ ( )</li> </ul>	<p>各 1 部 ( ) 部</p> <p>各 1 部 ( ) 部</p> <p>各 1 部 ( ) 部</p> <p>各 1 部 ( ) 部</p> <p>各 1 部 ( ) 部</p>	A4 ファイル綴じ	トッチファイルに収めること (CD-R 共)	

・ ( )				
i. 電気設備積算 ○電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 ○単価作成資料 ○見積検討資料（見積書含む） ○電気設備工事工事費内訳書 ・ ( ) ・ ( )	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部		
j. 機械設備積算 ○機械設備工事積算数量算出書 ○機械設備工事積算数量調書 ○単価作成資料 ○見積検討資料（見積書含む） ○機械設備工事工事費内訳書 ・ ( ) ・ ( )	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部		
k. 土木積算 ・ 土木工事積算数量算出書 ・ 土木工事積算数量調書 ・ 単価作成資料 } ・ 見積検討資料（見積書含む） ・ 土木工事工事費内訳書 ・ ( ) ・ ( )	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部	A4 ファイル綴じ	タッチファイルに収めること (CD-R 共)
十. 追加業務 ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型※ ・ 模型の写真 ・ 中高層建築物の届出書※ ・ 建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する資料 ・ 防災計画等に関する資料 ・ 構造性能評価等に関する資料 ・ コスト縮減検討報告書 ・ ライフサイクルコスト算定資料 ・ グリーン購入計画書 ・ リサイクル計画書 ・ 環境保全性評価 ○ 工事工程表 ・ 住民説明用資料 ○ 仮設計画書(6-(2)参照) ・ ( )	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部 ( )部	A4 ファイル綴じ	タッチファイルに収めること (CD-R 共)
m. その他 ○各記録書 ・ ( )	各 1 部	( )部		
n. 電子データ ○ a～mまでの電子データ (※印は除く)	(1)部			

(注)：「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計を言う。

：「構造」の成果物は、総合（意匠）実施設計の成果物の中にも含むことができる。

：設計図は、適宜、追加・削除してもよい。

：積算数量算出書には、拾い図等を含む。

：成果物は、監督職員の指示により、製本し、原図はケース収納とする。

## 9. 成果物の体裁等

- (1) 実施設計の設計原図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示・押印、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号及び発注部局表示・押印等の欄を設ける。
- (2) 電子データの成果物は下記による。
  - ① 電子媒体
    - C D - R
    - ・ ( \_\_\_\_\_ )
  - ② ファイル形式  
\_\_\_\_\_ワード、エクセル、C A D ( J W W 、 D X F 、 P D F ) \_\_\_\_\_  
-----
  - ③ 電子媒体の提出は、別紙 1 のとおりとする。なお、電子データの成果物に対する共通仕様書に基づく署名又は捺印は、別紙 1 の措置をもって代えることとする。
  - ④ 提出された C A D データは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に設計業務委託契約要項第 8 条第 1 項の規定の範囲で利用することができる。

別紙 1. 電子媒体の提出について

電子媒体の提出は以下の通りとする。

- 1) CD-RWのラベルに直接署名又は捺印する。
- 2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、下に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。



CD-RWのラベル記載例

電子媒体納品書					
主任監督職員 殿		受注者（住所） （氏名）			
		（管理技術者 氏名）		印	
下記のとおり電子媒体を納品します。					
記					
工事名				工事番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
備考					

電子媒体納品書の記載例

## 【設計概要】

### 1. 設計業務対象工事

設計業務の対象は以下の工事とする。

- ①国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電設備改修工事
- ②国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 受水槽他改修工事
- ③国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事
- ④国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 電気設備改修工事
- ⑤国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 機械設備改修工事

### 2. 設計方針等

#### (1) 共通事項

- ・本施設は国立公園内にあるため、工作物の新築、木竹の伐採等が必要な場合は、環境省に必要な事前相談、申請等を行うこと。
- ・現地調査の際に設計に必要な写真撮影を行うこと。撮影した写真は撮影した場所がわかるようにし、施設管理課へ提出すること。
- ・既設工事の完成図等（データ化されているものを除く）は、国立淡路青少年交流の家に保管されている。設計に必要な図面については、写真撮影又はPDF化し、施設管理課へ提出すること。
- ・積算に必要な見積書は原則3社以上徴取すること。

#### (2) 工事毎の設計方針等

ここで記載する事項については、現地調査等の状況により変更する可能性があるので留意すること。また、記載されていない事項についても、各工事が必要となる内容については設計業務に含むこととする。

##### ①国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 非常用発電設備改修工事

- ・非常用発電設備（燃料小出し槽を含む）の更新を行う。
- ・非常用発電設備は施設全体に電力を供給できるよう、出力を既設100KVAから350KVA程度に、電圧を低圧から高圧に変更する。（出力は空調・換気の更新に伴う電力の増減を考慮して決定する。）
- ・非常用発電設備のサイズが大きくなるため、発電機室を拡大する。（現在の発電機室と、隣の控室の壁を壊し1室をする。）
- ・72時間運転を可能にするため、燃料タンクを増設する。燃料タンクは発電機室にタンク専用室を設け設置することを想定しているが、室内に収まらない場合には、機械室や屋外設置を検討すること。
- ・非常用発電設備を高圧に変更することに伴い、必要な受変電設備の改修を行う。改修は消防法上問題ない設計とすること。
- ・非常用発電設備の運転、故障、電力(kW)等の情報を本館1階事務室に表示できる設備を設

けること。

②国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 受水槽他改修工事

- ・目標貯水量を 140 m<sup>3</sup>とするため、既設上水用受水槽の有効水量が 32 m<sup>3</sup>であることから有効水量 110 m<sup>3</sup> (7×5×4※有効水量率 80%) 程度の受水槽を計画する。
- ・ステンレス製 1 槽式で溶接組立型接続工法とし、ポンプ室有りとする。
- ・新設受水槽に関わるその他工事 (基礎、電気など) も含めること。
- ・管轄の水道局への協議、また事前申請等が必要であれば行うこと。
- ・薬注装置の更新、既設に無い場合は追加を検討すること。
- ・受水槽の設置場所を検討すること。

③国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 ライフライン改修工事

- ・空調設備の冷媒管等を取付のための外部足場 (W=600) を計画する。
- ・空調設備の室内機の点検用天井点検口 (600×600) を各室に 1 か所計画する。
- ・非常用発電設備の改修に必要な建具の改修やコンクリート土間の改修を計画する。
- ・空調設備改修を行う居室の窓ガラスが単板ガラスの場合、複層ガラスに改修をする。
- ・本館、宿泊 A 棟、宿泊 B 棟、談話棟、講師棟の和式便器を洋便器に改修し、トイレブースも新設する。
- ・トイレ床の乾式化

④国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 電気設備改修工事

- ・機械設備改修工事に必要な電気設備改修工事を行う。

⑤国立青少年教育振興機構 国立淡路青少年交流の家 機械設備改修工事

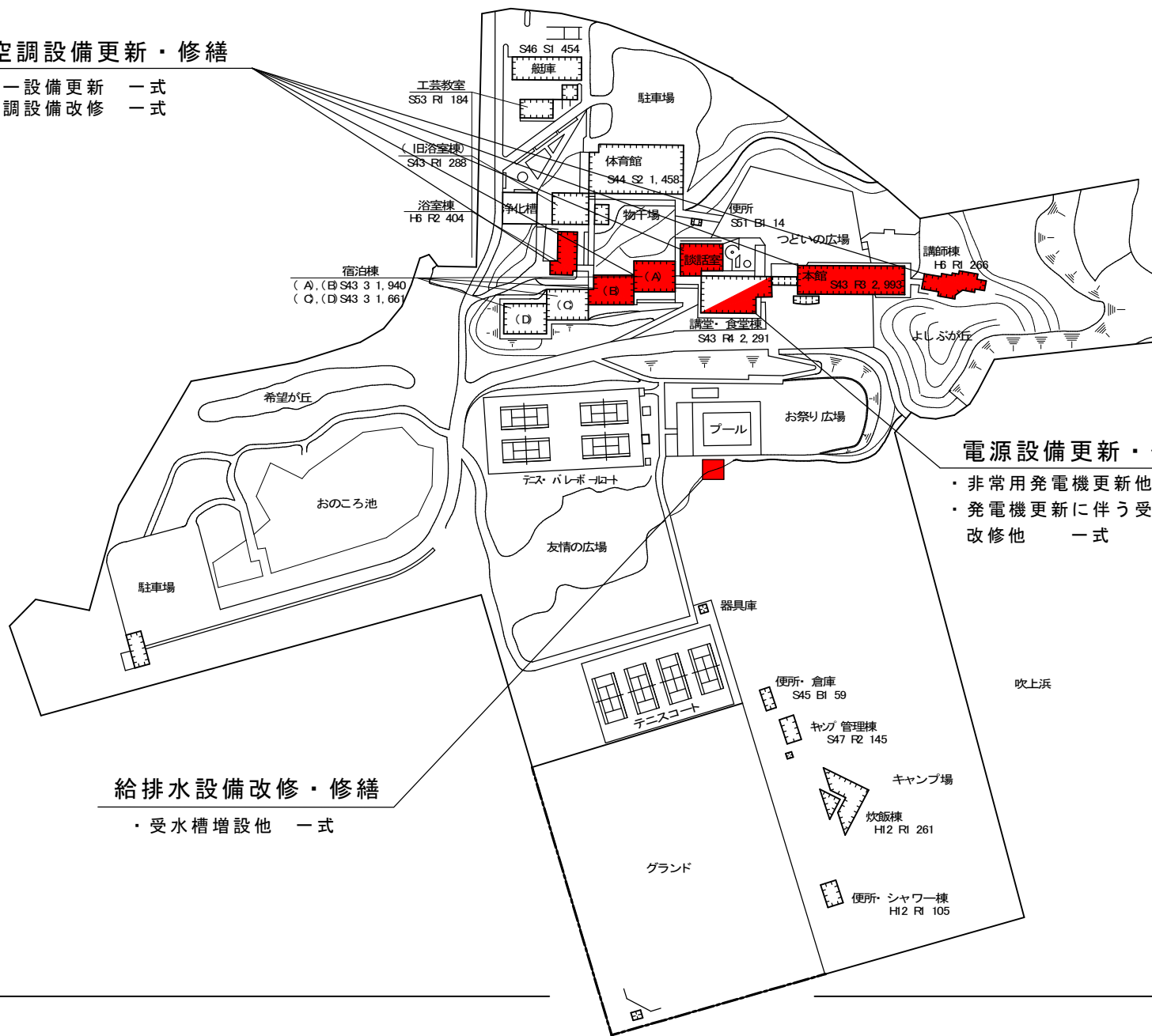
- ・本館、宿泊 A 棟、宿泊 B 棟、談話棟、講師棟の宿泊室及び研修室の空調、換気の改修を行う。現状、業務用エアコンやルームエアコンがあるため、能力等は既存と同じとする。ただし、業務用エアコンをルームエアコンに変更が可能であれば、そちらで計画すること。換気設備は既存にあれば改修なしとするが、なければ新規で計画する。
- ・集中コントローラーも計画すること。
- ・室内機と室外機間の冷媒管等の既設流用が可能か検討すること。
- ・本館、宿泊 A 棟、宿泊 B 棟、談話棟、講師棟の和式便器を洋便器へ改修する。
- ・ボイラーは既設と同等の能力で更新を行うが、オプションである遠隔監視サービスを付属すること。遠隔監視サービスとは異常が発生したときに、インターネット回線や携帯回線を経由してメーカーに通知がいき、施設に電話連絡をしてくれるサービスのこと。
- ・煙道の撤去&更新が発生する場合は見積を聴取すること。



機関名	所在地	団地番号	作成年度	図面番号
国立淡路青少年交流の家	兵庫県南あわじ市阿万塩屋757-39			

熱源・空調設備更新・修繕

- ・ボイラー設備更新 一式
- ・個別空調設備改修 一式



電源設備更新・修繕

- ・非常用発電機更新他 一式
- ・発電機更新に伴う受変電設備改修他 一式

給排水設備改修・修繕

- ・受水槽増設他 一式